

# 公害等調整委員会の動き

(令和4年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月6日	令和元年(ゲ)第2号城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京都
11月2日	令和4年(セ)第3号自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
11月8日	令和3年(ゲ)第9号川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京都
12月19日	令和3年(ゲ)第16号大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京都

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

- 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第7号・令和4年(ゲ)第8号)

令和4年9月29日受付

本件の責任裁定申請は、申請人宅に設置されているサッシが腐食したのは、被申請人が、申請人宅の隣に所在する印刷工場に設置した換気口から化学物質を含む空気を外部に排出・拡散させたことによるものであるとして、被申請人に対し、修繕費として損害賠償金126万8300円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請は、申請人宅に設置されているサッシに腐食

が生じたのは、被申請人が印刷工場から化学物質を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第8号)

令和4年10月18日受付

本件は、申請人が日常生活の会話や電話、テレビの聞き取りに不自由を感じ、不快感・イライラ等を感じる、といった生活妨害を受けているのは、被申請人が、申請人宅に隣接する生コンクリート工場で、パワーショベル、ブルドーザー等の重機と、生コンクリート運搬用のミキサー車の稼働によって騒音を発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金588万7364円の支払を求めるものです。

## 公害等調整委員会の動き

### ○ 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

(令和4年(調)第6号)

令和4年10月28日受付

横浜市の住民1人から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があり、これを令和4年10月28日に受け付けました。

申請の内容は以下のとおりです。

(1) 被申請人は、環境基本法等に定める適正な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに実施すること。

(2) 被申請人は、申請人に対し、令和5年1月1日から前項の対策の実施済みまで、1日あたり金1万円を支払うこと。

### ○ 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第10号事件)

令和4年11月4日受付

本件は、申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、及び、申請人Aの体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音・低周波音・振動を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

### ○ 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第11号事件)

令和4年11月15日受付

本件は、申請人に生じた睡眠障害・圧迫感・頭痛・胸痛・耳の痛み・筋肉痛などの健康被害は、被申請人が被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音によるものである、との裁定を求めるものです。

### ○ 神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第9号)

令和4年11月24日受付

本件は、被申請人が申請人ら宅西側で運営する認定こども園において、朝から閉園時まで、受忍限度をはるかに超える騒音(園庭で遊ぶ園児の叫び声(金切り声))を恒常的に発生させたことにより、申請人Aは資格取得のための勉強ができないだけでなく、自律神経失調症を発症し、不眠、動悸、倦怠感、頭痛等の症状により安定剤の服用を余儀なくされるなど、耐えがたい精神的苦痛を被り、また、申請人Bも、就寝時以外の大半をリビングで過ごすため、精神的苦痛を受けていることから、申請人らは、被申請人に対し、騒音緩和のために自費で設置した二重窓の工事費用及び慰謝料として、損害賠償金合計310万円を支払え、との裁定を求めるものです。

### ○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第12号事件)

令和4年12月9日受付

本件は、申請人に生じた精神的健康被害(床につく恐怖等)、睡眠負債等の健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

## 終結事件の概要

### ○ 福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和3年(ゲ)第1号・令和4年(調)第5号事件)

① 事件の概要

令和3年1月6日、福岡県福岡市の住民2人から、近隣の菓子製造会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等の健康被害は、被申請人が経営する菓子製造工場及び倉庫の空調室外機等からの騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する工場等からの騒音と申請人らに生じた不眠症等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年10月27日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項により職権で調停に付し(令和4年(調)第5号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第9号)

① 事件の概要

令和4年10月18日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。平成27年10月28日から申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足から生じる視力低下、耳石の移動による強烈なめまい等の健康被害の中で令和4年3月頃から南の工場群のマスクング音がない時と低周波は被申請人が操業する工場から発生させた騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和4年11月8日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件

(令和元年(ゲ)第1号事件)

① 事件の概要

令和元年6月3日、埼玉県桶川市の住民1人から、金属精錬会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人所有の桶川市指定天然記念物である椎檜等の枯れ、田の生育不良等の財産被害は、被申請人が操業する工場から亜硫酸ガス(硫黄化合物)、亜鉛他を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、令和3年2月1日及び同年9月27日、申請人により裁定を求める事項が変更されました(天然記念物である椎檜への被害を申請対象から外し、申請人旧宅内のシラカシ、ユズ等への被害を対象とする、及び生育の悪い付近の田の被害について裁定を求める時期を「5月

1日～10月末日」から「令和2年10月末日まで」とする。)

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、埼玉県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場から発生・拡散した亜硫酸ガス等と申請人が主張する植物の枯れ等の財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和4年11月21日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。

### ○ 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

(令和元年(ゲ)第2号事件)

#### ① 事件の概要

令和元年9月9日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、水戸地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。茨城県住民3人(原告)の所有する建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、建築業者及び建設会社(被告)が行った土地造成工事及び擁壁工事によるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現

地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和4年11月22日、被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する建物の損傷被害との間に因果関係を認めるとの裁定を行い、本事件は終了しました。

### ○ 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成31年(セ)第1号事件)

#### ① 事件の概要

平成31年1月21日、東京都渋谷区の住民1人から、宿泊施設経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、隣接する宿泊施設に設置された室外機等からの低周波音及び同宿泊施設の催事場バルコニーからの楽器演奏や人声等の騒音により、耳鳴り、不眠症等の健康被害等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被申請人の経営する宿泊施設から発生する騒音及び低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和4年12月5日、本件申請を棄却すると裁定を行い、本事件は終了しました。

### ○ 小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(令和3年(セ)第8号事件、令和4年(調)第7号事件)

① 事件の概要

令和3年9月14日、東京都西東京市の住民1人から、医療法人（歯科医院）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が経営する小売店の上階にある歯科医院から発生していると思われる低周波音及び歯科医院の床を通して振動する騒音により、申請人に不眠、吐き気、耳鳴り等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金70万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の歯科医院の床からの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、審理を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年12月6日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し（令和4年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

① 事件の概要

令和元年12月17日、東京都江東区の住民1人から、マンションの隣人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が居住しているマンションの隣人である被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等により、申請人は、静穏な環境が害され、睡眠が妨げられているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金336万1566円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等と申請人に生じた生活環境等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年12月15日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し（令和4年（調）第8号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年12月20日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件

（令和元年（セ）第6号、令和4年（調）第8号事件）